○東温市産業活性化計画推進協議会設置規約

（設置）

第1条　本会は、東温市産業活性化計画推進協議会（以下「協議会」という。）と称し、「東温市産業活性化計画」の実施および総合的、効果的な推進に関し必要な事項を協議するため、地域再生法（平成17年法律第24号）第12条第１項の規定に基づき設置する。

（所掌事務）

第2条　協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討する。

(1)　地域再生利子補給金の活用に関すること

(2)　戦略的な企業誘致活動の推進に関すること

(3)　市内企業の人材確保に関すること

(4)　前3号に掲げるもののほか、東温市の産業活性化に関し必要なこと

（構成員）

第3条　協議会は、別表の構成員で構成する。

2　市は、必要があると認められる場合は、構成員を追加することができる。

（会長）

第4条　協議会に会長を置く。

2　会長は、東温市副市長をもって充てる。

3　会長は会務を総括し、協議会を代表する。

（会議）

第5条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事務局及び庶務）

第6条　協議会の事務局は、地域活力創出課に置き、必要な庶務を処理する。

（その他）

第7条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規約は、令和8年3月19日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	構成機関名
商工団体	東温市商工会
金融機関	株式会社伊予銀行
	株式会社愛媛銀行
	愛媛信用金庫
	株式会社日本政策投資銀行
	株式会社三菱UFJ銀行
	株式会社三井住友銀行
市	東温市